

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 解の名称変更
- 通信地図の修正測量
- 流行性脳炎予防注射の実施
- 鶏の移入禁止区域の解除
- 豚コレラ予防注射の実施
- 准看護婦養成所の指定
- ◇選管告示 県会議員の所属選挙区の変更
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 生活改良普及員資格試験合格者

告示

鳥取県告示第三百三十九号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定により、指定の解の名称を次のとおり昭和二十九年七月一日変更した。

昭和二十九年七月六日	鳥取県知事	西尾愛治
	新 名 称	旧 名 称
	鳥取県立科学博物館	鳥取県立科学館

鳥取県告示第三百四十号

次のとおり昭和二十九年度第二・四半期通信地図の修正測量を実施する旨、鳥取県郵政局長から通知を受けた。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西尾愛治

一 測量地域

八頭郡、気高郡、岩美郡、東伯郡、鳥取市、倉吉市

一 測量期間

昭和二十九年七月中旬から九月中旬まで

鳥取県告示第三百四十一号
次のように流行性脳炎予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 流行性脳炎予防のため

二 実施区域 別表のとおり

三 実施対象となる家畜の種類及び範囲 馬

四 実施期日 別表のとおり

五 注射方法 流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施期日

実施区域

実施場所

七月 八日

大国村、上長田村、東長田村、法勝寺村、天津村

大国村

九日

米子市五千石 尙 徳

米子市五千石

十日 米子市陰田、成実、福生、福米、加茂、住吉、車尾、場

十二日 手間村、賀野村、手間村

十三日 幡郷村、大幡村、幡郷村

十四日 大高村、栗村、春日村、米子市巖、大高村

十五日 日吉津村、大和村、日吉津村

鳥取県告示第三百四十二号

昭和二十九年五月十四日鳥取県告示第二百三十九号をもつて公示したニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定による移入禁止区域の指定を次のように解除する。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

奈良県、和歌山県

鳥取県告示第三百四十三号

次のように豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染

病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 クリスタルバイオレット予防液皮下注射

別表

月日 時間

実施区域 実施場所

七月八日自午前八時 鳥取市（旧美穂村）鳥取市 同上

至午後四時 賀露、鳥取市（旧大正村）

九日 福部村、本庄村、東村

一〇日 鳥取市（旧末恒村）鳥取市（旧明治村）大岩村
一三日 鳥取市（旧市内）
一四日 鳥取市（旧吉岡村）米里村 浦富町
一五日 鳥取市（旧大郷村）岩井町 鳥取市（旧大正村）

鳥取県告示第三百四十四号

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十三条第二号の規定による准看護婦養成所を次のように指定した。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

